

平成 29 年度 アルコール検知器等導入助成事業概要

平成 29 年 4 月 1 日
公益社団法人 福岡県トラック協会

1. 助成対象

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 2 月末日の期間に、新規にアルコール検知器あるいは装置(以下「検知器等」という。)を導入し、支払いまで完了した会員事業所。

2. 申請方式

検知器等導入後の事後申請方式となります。

3. 助成額及び台数

機 器 区 分	県 ト 協	全 ト 協
ハンディタイプ <small>※呼気中のアルコール濃度を測定することのできる機器</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 台購入価格 3 千円以上のもので、1 台当りの購入価格(税別)の半額(千円未満切捨て)を助成。 ・ 助成台数は、1 会員事業所当たり保有車両(エンジン付車両)の 50%(端数切り捨て)で、上限 30 台までとする。 	/
記録型検査機 <small>(ソフトウェア含む) ※検査結果を記録できる装置</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 台当りの購入価格(税別)の半額(千円未満切捨て)を助成し、5 万円を上限に助成する。 ・ 助成台数は、1 会員事業所当たり 1 台までとする。 	/
遠隔地検査管理機 <small>(ソフトウェア含む) ※遠隔地での検査結果を管理するための装置 ◎アルコールインターロック装置(国土交通省技術指針適合品)含む</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車載用測定装置 1 台当りの購入価格(税別)の半額(千円未満切捨て)を助成し、1 万円を上限に助成する。助成台数は、1 会員事業所当たり保有車両(エンジン付車両)の 20%(端数切り捨て)で、上限 10 台までとする。 ・ 事務所据置管理機器 1 台当りの購入価格(税別)の半額(千円未満切捨て)を助成し、5 万円を上限に助成する。助成台数は、1 会員事業所当たり 1 台までとする。 	※アルコールインターロック装置及び IT 点呼に使用する検知器：装置 1 台当り 10,000 円を助成し、助成台数は、県ト協助成台数に準ずる。

※アルコールインターロック装置及び IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する対象機器については、別紙参照。

※IT 機器を活用する検知器については、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入する場合に限り、全ト協より助成します。安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)でない場合は、県ト協のみの助成となります。

4. 助成金の申請方法

会員事業所は、検知器等を導入後、支払い(リース契約)まで完了させ、平成 30 年 2 月末日までに下記の書類を公益社団法人福岡県トラック協会(業務一課)に FAX【092-451-7964】して下さい。

- ① 「アルコール検知器等導入促進助成実績報告書(助成金請求書)」様式 1 ※捺印を捺印して下さい。
- ② 添付書類 (買取り) 導入した機器の請求明細書(写)及び領収書(写)
(リース) 導入した機器の価格明細書(写)及びリース契約書(写)

※受付期間中でも予算枠に達した場合は、その時点までとする。

【予算執行状況については、県ト協ホームページにて随時お知らせいたします。】

平成 29 年度 アルコール検知器等導入助成事業実施要領

平成 29 年 4 月 1 日
公益社団法人 福岡県トラック協会

1. 交付要綱

別添「アルコール検知器等導入助成要綱」のとおり

2. 助成対象

公益社団法人福岡県トラック協会（以下「県ト協」という）及び支部・分会のいずれにも所属し、新規に導入するアルコール検知器あるいは装置（以下「検知器等」という。）を導入する会員事業所（以下「会員」という）に限る。

3. 助成対象機器

飲酒運転防止に効果のある検知器等。

（アルコールインターロック装置及び IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する対象機器については、別紙参照。）

4. 助成額及び台数

機器区分	助成額及び台数
ハンディタイプ ※呼気中のアルコール濃度を測定することのできる機器	・ 1 台購入価格 3 千円以上のもので、1 台当りの購入価格（税別）の半額（千円未満切捨て）を助成。 ・ 助成台数は、1 会員事業所当たり保有車両（エンジン付車両）の 50%（端数切り捨て）で、上限 30 台までとする。
記録型検査機 （ソフトウェア含む） ※検査結果を記録できる装置	・ 1 台当りの購入価格（税別）の半額（千円未満切捨て）を助成し、5 万円を上限に助成する。 ・ 助成台数は、1 会員事業所当たり 1 台までとする。
遠隔地検査管理機 （ソフトウェア含む） ※遠隔地での検査結果を管理するための装置 ◎アルコールインターロック装置（国土交通省技術指針適合品）含む	・ 車載用測定装置 1 台当りの購入価格（税別）の半額（千円未満切捨て）を助成し、1 万円を上限に助成する。 ・ 助成台数は、1 会員事業所当たり保有車両（エンジン付車両）の 20%（端数切り捨て）で、上限 10 台までとする。 ・ 事務所据置管理機器 1 台当りの購入価格（税別）の半額（千円未満切捨て）を助成し、5 万円を上限に助成する。 ・ 助成台数は、1 会員事業所当たり 1 台までとする。

※アルコールインターロック装置及び IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する対象機器については、別紙参照。

5. 助成対象期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 2 月末日の期間に、新規に導入する検知器等で、支払いまで完了させ、県ト協に助成申請したものを対象とする。

※受付期間中でも予算枠に達した場合は、その時点までとする。

【予算執行状況については、県ト協ホームページにて随時お知らせいたします。】

平成 29 年度 アルコール検知器等導入助成事業交付要綱

平成 29 年 4 月 1 日
公益社団法人 福岡県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人福岡県トラック協会（以下「県ト協」という）が、事業用自動車の運転者の飲酒運転をなくすため、アルコール検知器あるいは装置（以下「検知器等」という。）を使用して、点呼等の際に飲酒の有無を確認することを目的に、当該検知器等を導入することについて、費用の一部を助成することに関して必要な事項を定め、適正かつ円滑な事業を推進し、交通事故防止に資することを目的とする。

(助成対象)

第2条 県ト協に所属する会員事業所（以下「会員」という）とする。

(対象機器)

第3条 飲酒運転防止に効果のある検知器等で、別表の通りとする。
（アルコールインターロック装置については、国交省技術指針に適合しているものに限る。）
※アルコールインターロック装置及び IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する対象機器については、別紙参照。

(助成条件)

第4条 助成対象者は、新規に検知器等を導入し、支払いまで完了させ、県ト協に助成申請した会員に限る。

(助成交付額及び台数)

第5条 助成金の交付額及び台数は、別表のとおりとする。

(助成対象期間)

第6条 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 2 月末日までの期間に、検知器等を導入し、県ト協に助成申請したものを対象とする。
なお、申請期間中でも申請額が予算額に達した場合は、その時点までとする。

(助成金の請求)

第7条 会員は、検知器等を導入後、支払いまで完了させ、様式 1 の「アルコール検知器等導入促進助成実績報告書（以下「実績報告書」という。）」を県ト協に提出しなければならない。
2 前項の請求に必要な添付書類は別に定める。

(助成金の交付)

第8条 県ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認めるときは、会員の指定する金融機関に助成金を振り込み交付する。

(機器の処分制限)

第9条 会員は、助成対象の検知器等を導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、貸付、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

(附則)

本要綱は、平成29年4月1日より適用する。

【別 表】

第3条・第5条関係 (対象機器・助成交付額及び台数)

対象装置	助成金額	助成台数	備 考
ハンディタイプ	① 1台購入価格(税別)3千円以上のもので、購入価格の半額(千円未満切捨て)を助成する。	① 1会員事業所当たり、保有車両(エンジン付車両)の50%(端数切り捨て)を限度とし、上限は30台までとする。	呼気中のアルコール濃度を測定することのできる機器
記録型検査機器 (ソフトウェア含む)	① 1台当りの購入価格(税別)の半額(千円未満切捨て)を助成し、5万円を上限に助成する。	① 1会員事業所当たり、1台までとする。	検査結果を記録できる装置
遠隔地検査管理機器 (ソフトウェア含む) ※アルコールインターロック装置(国土交通省技術指針適合品)は、車載用測定装置として申請可能です。	① 車載用測定装置1台当りの購入価格(税別)の半額(千円未満切捨て)を助成し、1万円を上限に助成する。 ② 事務所据置管理機器1台当りの購入価格(税別)の半額(千円未満切捨て)を助成し、5万円を上限に助成する。	① 車載用測定装置は、1会員事業所当たり、保有車両(エンジン付車両)の20%(端数切り捨て)を限度とし、上限は10台までとする。 ② 事務所据置管理機器は、1会員事業所当たり、1台までとする。	遠隔地での検査結果を管理するための装置

※1 消費税は、購入費に含めない。

※2 遠隔地検査管理機器は携帯電話等により本人を確認し、計測の状況が把握できるもの。ただし、携帯電話等の購入費は含めない。

※3 パソコンの購入費は含めない。

※4 記録型検査機器及び遠隔地検査管理機器は、品質が保証され、保障期間が定められているなどメンテナンス機能を有する装置を対象とする。ただし、年間保守契約料、消耗品は助成の対象としない。

※5 アルコールインターロック装置及び IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する対象機器については、別紙参照。

